

第四章 障がい児・者の基本的人権を守り、障がいの有無で分け隔てされない、 共に生きる社会へ

障がい者福祉をめぐる様々な問題は、国連が定めた障害者の権利に関する条約が定める水準に、日本の制度をひきあげようとしている国と川崎市の姿勢から生まれています。障がい者の権利擁護を推進するため、4月から民間企業にも合理的配慮が義務化されましたが、その周知すら満足に行われていません。この根本姿勢を変えることが求められています。

本市では2024年度予算における障がい福祉関係費は、ほぼ横ばいでしたが、2022年度に強行された通所施設やグループホームの市単独加算の約3億円の削減の影響は大きく、この復活が何としても求められています。その課題も含め、わが党は議会ごとに障がい児・者の切実な願いをとりあげてきました。わずかな前進があつた課題もありましたが、総じて予算のかかる事業はいつさい応えないという市の姿勢が特徴的であり、それは一貫しています。本市には多くの障がい者団体があり、その声にこたえる形で市独自の施策を積み上げてきた歴史があります。今年度も多くの要望が上がっています。この中で共通して強く訴えられているのが、福祉職場の事業所の維持・存続と人

員の確保です。報酬の引き下げもあり、川崎市が補助して運営を補填し職員の待遇改善を直ちに抜本的に行わなければ、事業が立ち行かないという事態に直面しています。

障害者の高齢化はこれまでになく新たな問題となっています。とりわけ親なき後の住まいの問題は深刻です。入所施設はこれ以上増えず、グレープホームを増やそうにも家が借りられない事態です。安心して住み続けられる住まいを確保する事は自治体の役割です。

1 障害者差別解消法に基づいて自治体が差別解消に率先して取り組む

- ① 2024年4月より、障害者差別解消法で義務化されている「合理的配慮」が民間事業者にも適用になった。
市としても独自に事業者に周知するとともに、市民にも広く周知する。
- ② 市職員向けの「合理的配慮の提供のサポートブック」が改訂されており、これに基づく研修を全職員が繰り返し行う。
- ③ 民間事業者にも合理的配慮の提供について研修を行うよう支援を行う。
- ④ ろう者協会などに公立小中学校で手話の体験のために派遣要請があるが、謝金の支払い基準を明確にし、講師の側の持ちだしがないようにする。団体への依頼・要請は1カ月前までに行う。
- ⑤ 障がい福祉に関するあらゆる職種の職員の給与を抜本的に引き上げる。年齢やスキルに応じた給与を保障し、働き続けられる職業にしないと、福祉として成り立たない。そのための報酬単価、市の加算の単価などをすべて見直す。
- ⑥ 障害福祉法人人材確保支援事業として開始した、家賃支援事業を枠を広げ、3年間をさらに延長して人材確保を行う。
- ⑦ 社会全体では理解の遅れている精神障がいについて、当事者と向き合うことの多い医師、学校、警察官、消防士、民生委員などには、繰り返し精神障がいの特性や対応方法についての学習の機会を作る。
- ⑧ 区役所に設置している遠隔手話通訳用のタブレットは、いつでもすぐ使えるように設置場所を明らかにし、使える職員を配置する。使い方の動画もあるので研修を行う。
- ⑨ 現状は、川崎、高津、宮前、多摩区役所は週に1回配置されているが、幸、中原にはおらず、麻生は月1回となっている。全区役所に手話通訳者、ろう者相談員を配置する。

⑩ 障がい者への差別や偏見をなくすため、インクルーシブ教育を小学生より前の幼稚園、保育園から行う。

2 障がい者の暮らしを支える施策を充実させる

① 光熱費や物価の高騰により、障害者年金や生活保護で暮らす障がい者の生活は大変苦しくなっている。家族に障がい者がいる場合も障がいゆえの支出が多く、物価高騰の影響を大きく受けている。生活費の補填として市として障がい者のいる世帯に月3万円を支給する。

② 医療について

ア 重度障害者医療費助成制度における一部負担金の導入は引き続き行わない。行財政改革第3期プログラムにおける見直しの検討をやめる。

イ 精神障がい者の重度障害者医療費助成制度の対象を2級の方の通院と1・2級の方の入院までひろげる。

ウ 入院時に身体介護などのためのヘルパーの派遣は認められていない。医療機関で対応してくれることはなく、市として訪問介護サービスの対象に「入院している障がい者」をくわえる。

エ 重度心身障害児入所施設はソレイユ川崎だけでは足りず、医療を伴うショートステイの拡充のためにも、南部地域に整備する。

オ R6年度に障がい年金の金額が引き上げられた事により、国保2級の障害年金受給年額が80万円を超え、それに伴い市民税非課税世帯の区分が上がり、今年度から自立支援医療の負担額がそれまで上限2500円だった方が、上限5000円となり、年間で3万円もの負担となる人もいる。国に対し川崎市から自立支援医療の自己負担の基準の改正を要望する。国による改善がなされるまでは、川崎市として本人の負担が減るよう補助を行う。神戸市のように上限1200円

③ 日常生活用具の上限額は昭和40年のままで、物価高騰に追いついていない。価格が上がっている用具については実勢価格に見合うよう上限額を引き上げる。

④ 療育手帳B判定の障がい者に、通所でかかる交通費と昼食費の補助を受けられるようにする。

3 相談支援体制の充実を

① 相談支援体制について。川崎市自立支援協議会によれば、障害児・者数の増加と、その障害福祉サービス利用

の増加に比して足りていない。

ア 専門職に相談しながら的確な障害福祉サービス利用計画を立てられるよう、計画相談支援利用率40%未満から、速やかに増加するに足る相談支援専門員を配置し、セルフプランをなくす。サービス等利用計画作成の1件当たりの単価を増やし、事業所として運営できるようにし、相談支援事業所を増やす。相談支援を行う人材を養成する研修を繰り返し行う。

イ 障がい者への相談支援は、その生涯を通じて保証され、個々の状況を把握し寄り添つたものになるよう、計画相談がない時にも常時利用できる体制を確保する。そのため、「川崎市計画相談支援体制安定化事業費補助金」を引き上げ、支援体制を構築する。

ウ 相談支援の質を担保するため、委託事業所のように指定特定相談支援事業所にも市からの情報提供を充実させる。相談員が研修を受ける機会を十分に確保する。

エ 各区役所の高齢・障害課精神保健係の専門職員を増員し、体制を強化する。

② 市単独事業の相談支援センターは、サービス等利用計画書の作成とは切り離した相談支援にあたることを明確に位置付ける。相談件数がどんどん増えており、相談員の過重負担は限界に達している。個所数を中学校区に1か所など抜本的に増やす。当面、現在の地域相談支援センターの人員を最低5名にする。

③ 市単の相談支援センターは、3障がいすべての相談を受けるとしているが、それぞれ、その分野独自の知識と経験が必要であり、とりわけ精神障がいの相談は専門性が高い。精神障がい者の相談が急増していることに対応するため、各区に精神障がいの専門の相談支援センターを別途設置する。

④ 本市は高等部の卒業生の「在宅ゼロ」を達成するため施設整備を行い、卒業時にはほぼ全員が就労や作業所への入所をしているが、その後通えなくなり次の場所が決まらないと在宅になってしまふ。「いつでも相談できる窓口」として高等部卒業時に居住地の相談支援センターを家族に紹介することを原則とし、学校と連携する。

⑤ 区役所や相談支援センターに家族が相談できる支援の担当者を配置する

4 障がい児の豊かな育ちを保障する対策を

① 障がい児のサービス利用料は親の収入に関わらず無料にし、経済的理由で早期発見、療育が遅れることがないよう、また、補装具の更新を遅滞なくできるようにする。

② 療育センターは継続した安定的な運営が求められる。指定管理制度では効率化が求められ、結局必要な運営費が足りなくなる事態を引き起こす。又、重大な事件事故等、問題も起こっている。行政としてのスキルの継承という点からも指定管理制度を導入している公設の療育センターを直営に戻す。児童精神科医が足りず長期間待たされる。市として配置を支援する。

③ 医療的ケア児も高等部在学中に障害特性に合った進路を見つけられるよう、実習を行う体制を作る。

④ 放課後等デイサービス事業は、骨折、打撲など、けがが頻発しており、所在不明の事故も起こっている。事故の対応として、全体への指導はもちろん、個別の指導は全ての事例に対し直ちに行い、再発を防ぐ。

⑤ 障害児者日中一時支援事業はどれも利用希望がたいへん多い。箇所数を増やし、毎日希望するときに利用できるよう整備する。

⑥ 児童の移動支援は学齢期からという制限をなくし、幼児期から対象にする。利用料は無料にする。

⑦ 医療的ケアのない重症心身障害児、寝たきりでない多動、自傷のある障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所が不足している。南部、中部、北部にそれぞれ設置するよう事業者を確保する。

⑧ 特別支援学校の教員不足の解消を急ぐ。その際、教材研究ができるようにする余裕のある配置とする。看護師のスキルアップを図る。

⑨ 新型コロナ以降、障害児に対する歯科医の指導がなくなっている。支援学校では新型コロナ前からない。検診だけでなく口腔ケア、歯科指導を行う。

⑩ 川崎市の教員不足を早期に改善する

5 地域生活支援の充実を

① 事業所の運営を安定させるため、2021年10月の定率加算半減、2015年度の定率加算の5%削減を、すべてとの10%とする。障害福祉報酬の減額を補う補助をさらに検討する。

② 高等部卒業後の「在宅ゼロ」の継続があやういだけでなく、卒業後一度は入所しても、その後やめてしまつた人たちを含めると通所施設は現状でも足りていない。拠点型施設の建設を前倒しで実行する。幸区、多摩区は、用地が確定していない。公有地を活用するとしているが、市有地のみならず、県有地、国有地を取得し、土地を

確保する。24時間対応の相談機能があると言われているが、実際には行わっていない。実施するための人員配置を行う。

(3) 医療的ケアを必要とする障がい者をはじめ、重度障がい者が利用できる生活介護事業所を増やす。そのためには、看護師の配置をはじめ、手厚い職員配置が必要であり、そのための加算を行う。

(4) 地域活動支援センター（B、C、D型）について

ア B型の運営費補助は13年間すえおかれており、CD型は2015年度に引き上げがあつたものの、どれもそもそも補助が少ないうえに、消費税の増税、最低賃金の引き上げで、運営はますます厳しくなっている。就労系の事業所は国の処遇改善加算があつたが、地域活動支援センターは処遇改善加算の対象ではなく、格差が開いている。地域活動支援センターの運営費補助を抜本的に引き上げる。補助金の入金を早める。

イ B、C、D型の区別を前年度の利用実績で決めるやり方をやめ、事業規模を定員で決めて補助を安定的に行う。

ウ 地域活動支援センターを増やさないという方針を撤回し、多彩なニーズに合わせた日中活動が行えるよう、増設する。

エ 地域活動支援センターの補助対象経費の運用変更を撤回する。変更の対象となる経費は活動に必要なものばかりであり、補助すべきである。全く説明もなく3年ほど前にQ&Aに追記されただけで、知らない事業者も多い。Q&Aは撤回する。これまでの分は返礼を求めないこと。

オ 気象警報発令時の臨時閉所を認め、実利用人数カウントの分母となる日数を除くこととする。

カ 精神疾患の障害特性を考慮し、事業所の利用日数については、来所者を利用とカウントする。

電話相談も利用とカウントする

(5) 生活介護事業所のなかには、送迎を行つていているところとやつていないところがあるのは、不公平であり、送迎がないと利用する先の選択肢にならない。そのために定員が埋まらない事業所もある。また、送迎のコースから外れると同じ事業所でも行ける人といけない人が生まれる。送迎サービスを行う事業者を支援し、どこでも送迎ができるようにする。

(6) ショートステイについて

ア ショートステイがまったくたりない。職員不足により、現在やつているところも受け入れを減らしている。

シヨートステイを併設する拠点型施設の建設を急ぐとともに、新たな整備を行う手法を検討する。

イ 医療的ケア児・者を受け入れるシヨートステイを増やす。

⑦ 訪問入浴の回数を月6回から8回にするとともに、夏はさらに増やす。

⑧ 介護者が身に着けるマッスルスーツ（パワーアシストスーツ）の購入に支援する。制度上、介護者のための支援制度がまったくなく、当事者への支援しかないが、在宅で安心して生活するためには、介護者への支援は不可欠である。

⑨ 南部身体障害者福祉会館、北部身体障害者福祉会館は、R8年度以降に移転の計画があるが、現在地に残してほしいという声が上がつており、利用者とよく話し合う。

⑩ ストーマ装具給付は、現在消化器系と尿路系の2区分となつていて、消化器系のうち、回腸部にストーマがある人は現在の支給額では足りない。給付に際しては、消化器系2区分と尿路系、の3区分に分け、それぞれ実態に合った給付を行う。

⑪ おしりふきはオストミーには認められているが、身体障がい者の日常生活用具に加える。

⑫ 住宅のバリアフリー化の補助を、新築、建て替え時にも行う。

⑬ 生活介護のヘルパーが足りず、行きたいところにも行けない状態が続いている。強度行動障害などの障がい者に対応できる福祉人材の養成を強化する。

⑭ 重度訪問介護ヘルパー不足の解消を行う。

⑮ 南部地域の医療的ケア児者の在宅生活を支える「医療型療護施設」を建設する。

6 住まいの支援について

① グループホームについて

ア 入所施設が少ない本市においては、安心して生活できる住まいを提供するためにグループホームの増設は欠かせない。ニーズに合わせ整備数を抜本的に引き上げる。

イ グループホームの6割は北部地域となつていて、南部地域に増設し、地域差をなくす。

ウ 家賃をおさえるため市営住宅をグループホームとして積極的に活用する。市営住宅を新築する際には、グループホーム仕様の住戸を組み込む。

エ グループホームは、利用料を日割で計算するため、利用者が入院したり土日に帰宅すると事業者の収入が減り、市が単独加算（入院時加算と家賃補助加算）を行っていてもなお、運営が厳しい。固定費に見合う市単独の補助を増額する。新規開設、増築した場合の初期加算を増額する。

オ 2021年10月からの世話人体制確保加算の仕組みの改変により減額した支援区分の金額を元に戻し、軽度の利用者の不利益をなくす。

カ 2024年の報酬改定でグループホームの報酬は、4対1、5対1の単価がなくなり、すべて6対1にまとめられた。このために小さいホームを持つていてるところは大変な減額となる。定員80名の事業所では、800万円減額。これを埋めるためには、加算されるような人を選び、短期間で自立させることが求められる。終の棲家ではなくなり、将来への不安を駆り立てる。この減額に見合う市の補助金を行う。

キ 身体障がい者が入所できるグループホームの整備を推進する。視覚障がい者、聴覚障がい者、自閉症専用のグループホームを建設する。その際、それぞれの障がいの特性に応じたスキルを持った職員の配置に加算をつける。

ク 重度障がい者（医療的ケアを含む）のグループホームを増設する。その際、職員配置を手厚くできるようにする。

ケ 「1つの建物に複数の居室」は難しい条件となっている。1つの建物に1つの居室でも、グループホームとして認める。

② 入所施設について

コ 高齢化への対応として、昼間の見守りを配置する。

ア 柿生学園は老朽化が深刻であり、建て替えの具体化を急ぐ。建て替えに際し定員を増やす。

イ 授産学園の改築について、利用者や家族の意見をよく聞く。

ウ 授産学園に常勤の看護師を直ちに配置する。

③ 特別養護老人ホームの障がい者受け入れにあたっては、介護保険では1割負担が発生するので、利用料補助を行う。障害者の支援ができる職員を抜本的に増やして配置する。「ふくふく」内の特養ホームに聴覚障がい者専用のフロアができたが、視覚障がい者のための特養ホームを整備する。

- ④ 川崎区の「わーくす大島」「かざぐるま」の跡地などの公有地を活用して、障がい者が利用できるグループホームを含む複合的な施設を建設する。
- ⑤ 高齢の親と障がいを持つ子が同居できる廉価な住宅を整備する。

7 雇用・就労支援

① 障害者優先調達法の施行により、2013年度から実施されている「川崎市障害者優先調達推進方針」の調達目標はR6年度は「件数及び金額のそれぞれについて、160件、6000万円を上回る」とされており、この目標では全庁あげて優先的に調達しようという立場には立てない。京都市などのように、2倍、3倍の目標を持ち、すべての部局が優先調達を行う。

② 地方公共団体の法定雇用率は今年度2・8%に引き上げられ、2026年度は3・0%となる。市の採用増とともに、公務で働く障がい者の就労もサポートする就労援助センターの人員を増やし、市としてもジョブコーチを養成して支援にあたらせ、障がいのある方が働き続けられる環境を整える。

8 移動支援の充実を図り自立と社会参加を保障する

① 障がい者の移動手段確保対策事業の見直しにより、軽度の身体障がい者や知的障がい者で就業している障害者にはフリーバスを出さず、本人と介助者は公共交通機関の割引制度を利用することとなつた。障害の程度や日中活動にかかわらずフリーバスを発券し介護者とともにすべて無料とする。

② 鉄道事業者は精神障害1級の運賃割引を行うことを決めたが、1級のみでは圧倒的な精神障がい者は対象にならない。2級まで広げるとともに、同伴者の割引も行う。

③ 交通費補助は、地域活動支援センター（B・C・D型）だけでなく、就労移行支援、就労継続支援、精神科デイケアなども対象とする

④ 東京都、横浜市ではタクシー券と公共交通の無料券が両方利用できる。近隣と差がないように、「重度障害者福祉タクシー利用券」と「川崎ふれあいフリーバス」を同時に取得できるようにする。

⑤ 横浜市の「障害者自動車燃料券」、千葉市、さいたま市の「自動車燃料費」などのように、自動車で移動する障がい者に対する、ガソリン代の支援を行う。

- ⑥ 週3回以上通院する人工透析患者へのタクシー券を増枚する。透析を行うクリニックの巡回バスに支援し、医療機関の負担を軽減する。
- ⑦ 障がい者入所施設や特養ホームに入所している障がい者は、同行援護や移動支援を利用することができない。施設の職員が個々の利用者の外出に付き添えるはずもなく、移動の自由を制限しており、市として工夫して不自由を解消する。

- ⑧ 歩道導入部の車道との段差をつけないよう改善する。歩道の切り下げが急なため車椅子では通れない道路箇所を調査し、至急改善する。歩道の中に立っている電柱は移設する。
- ⑨ 公的施設のトイレに介護用大型ベッドの設置にむけ各施設と所管する関係局と連携し推進を図る。鉄道事業者へ働きかけを行い駅構内のトイレに設置を求める。障がい者用トイレにはリフト等の設置で、車椅子から便座に移動できるよう検討する。
- ⑩ 福祉バスは利用人数の下限があり、少人数では使えない。使い勝手の良いマイクロバスを導入する。

- ⑪ スマートフォンが普及し、デジタル障がい者手帳「ミライロID」についても普及が進んでいる。昨年「ミライロID」の利用について、本市でバス乗車に関してトラブルが発生した。利用対象者、対応事業者、公共施設等に対して周知を行うこと。

9 聴覚障がい者への施策について

① 川崎市聴覚障害者情報文化センターについて

ア 指定管理者制度が導入されて4期目となつたが、利用者から一貫して次期指定管理の選定は非公募を求められている。専門性の高い施設を運営できる団体がほかになく、継続性を求められている施設については、横浜市のように非公募の規定を設けることが求められる。関係局に対し、非公募の規定を入れるよう求める。

イ 手話奉仕員養成カリキュラムの講座数を抜本的に増やす。入門編は各区で開催する。基礎編、上級編を定期的に開催できるよう予算を確保する。会場の確保は市として行う。

市がネットなどで行う動画による情報提供には、必ず手話通訳や字幕を付けることを徹底する。2023年5月のコロナが5類になるという動画にはいつさいついていなかつた。市長の記者会見の手話は小さくて見えにくい。横に立つて同じ画面の中で行う。自動の文字表示も誤字が多いので、改善する。議会の録画中継に字幕

がついているのは本会議のみ。各委員会にも字幕をつける。

- ② 市が主催する出前講座には、市として手話通訳か要約筆記を付けること。
- ③ ホームページや紙媒体で公表する情報につけられている問い合わせ先は、必ずFAXとメールをつける。ホームページのトップ記事にはほぼつくようになつたが、それ以降の情報にはもれることがある。
- ④ 各区役所に聴覚障害福祉の専門職員（手話通訳者もしくはろうあ相談員）を常勤で配置する。
- ⑤ 市立川崎病院に手話通訳を専門とする常勤の医療従事者を配置する検討が始まっていたが、コロナで中断されている。検討を再開する。
- ⑥ 市立看護大学において手話の講義を年間のコースとして取り入れ、実際に手話が使える看護師を養成する。
- ⑦ ろうあ者社会生活教室・日曜教室事業の経費が増額している。委託費を増額する。
- ⑧ ろう高齢者が増え、介護サービスを受ける際、様々な場面で介護事業者がろう者とコミュニケーションを取れず困る場面が増えている。介護事業所に、聴覚障害者情報文化センターが必要な支援を提供していることを、それぞれの介護事業所にまで徹底する形で周知する。介護認定申請、認定調査は区役所の仕事であり、区役所で手話通訳の派遣手続きを行う。
- ⑨ 聴覚障がい者のための通所介護施設、入所施設、グループホームを整備する。ろう高齢者のミニデイサービス「ななのわ」を事業化させ、補助を行う。
- ⑩ 人工内耳の電池および体外機の更新について、全国で補助している自治体は210を超える。川崎市でも助成を行う。人工内耳の電池は1回2個が2日しか持たず、6個入り6千円と負担が多い為。
- ⑪ ろう学校においては手話によるコミュニケーション能力を高められるだけの生徒数を確保する努力をはらう。難聴学級の担任の専門性を高める研修を強化する。「きこえ」の通級指導教室を南部と北部にも設置する。幼稚部に重複障がいの学級を開設する。
- ⑫ ハローワークに配置されている手話協力員の配置時間の拡大を国に求める。手話協力員の労働条件の改善や交通費支給などを国に働きかける。
- ⑬ 公職選挙において、選管が把握する政見放送や個人演説会などに必ず手話通訳や要約筆記（字幕、音声認識も含む）をつける制度を国に要望する。それまでの間、市が派遣費用を補助する。
- ⑭ 川崎市からの研修会等の案内には、手話、要約筆記、音声認識などの情報保障をかならずつけ、それがついて

いることをはじめから明記する。

- (15) 電話リレーサービスが050で始まるため、詐欺だと報道された。市民がろう者と話すことができる制度のため、市民に広く周知する。

(16) 聴導犬は全国で53頭しかおらず、希望しても3年まちとなつていて。養成に市として支援する。

- (17) ふれあいフリーバスを、紙から破損しにくい素材のものにカード化する事。ICカード化を求める団体も有るので検討を行う。
- (18) 難聴者が外出する際の要約筆記者派遣の回数を増やす。

- (19) 市役所、区役所のホームページに「手話リンク」を設定する。・

10 視覚障がい者への施策について

① 視覚障がい者が安心して歩けるまちづくり

ア アゼリア地下街の点字ブロック設置について、視覚障害者団体が求めるルートに敷設するための必要な予算を確保する。設置の際には、視覚障害者団体との建設的対話をおこなつて要望をよく聞く。また地下街の利便性の向上のためにトイレの音声案内の設定とコード化点字ブロックの導入を進める。

イ 川崎市役所新本庁舎の正面入り口から総合受付まで点字ブロックを設置するなど、視覚障害者団体の要望を聞き、バリアフリー化をさらにすすめ完成度の高い本庁舎にする。

ウ 田園都市線宮前平駅のホームドアと電車の距離があいているところを設置しなおす。

障がい者手帳を見せれば割引になる事を知らないバス運転手がいる。市内を走行するバス会社に周知徹底する。工 バスをバス停に停車する際歩道の端から離れたところに停められると、歩道に行くことが難しく危ない。歩道に近づけて止めるように配慮することを交通局は運転手に徹底するとともに、各バス事業者に伝える。

オ 踏切手前の点字ブロックの設置を急ぐとともに、踏切内部の特別の点字ブロックを敷設する。2022年6月に国土交通省が指示を出し、奈良県や神戸市が踏切内であることがわかる点字ブロックを敷設している。

カ 2024年4月より、合理的配慮が民間事業者にも義務になつた。比較的小規模な共同住宅や既存の特別特定建築物のバリアフリー化など、民間マンションなどの点字ブロックの敷設について、市として率先して設置を指導し、設置費用の補助を行う。

キ 各地に点字ブロック、音響式信号機、エスコートゾーンの要望があがつており、当事者の声をよく聞いて、設置をすすめる。

(2) 点字ブロック、音響式信号機の設置などの歩行環境改善を行う。

ア アゼリア地下街の点字ブロック設置は、R7年3月にアゼリア地下街の駐車場への階段手前警告ブロックが設置されたが、引き続き、繋がった点字ブロックを、JR川崎駅方面と京浜急行駆方面などに設置するとともに、地下街の利便性の向上のために、トイレの音声案内の設定とコード化点字ブロック（しゃべる点字ブロック）の導入を進めてほしい。

イ 川崎市役所新庁舎の入り口から受付までのところに点字ブロックを設置してほしい。
ウ 川崎区浅田3丁目のバス停前の信号に、音響式信号機か押しボタン式信号（音声で知らせる信号）を設置してほしい。

エ 武藏小杉駅から中原区役所へ向かう途中にある信号機がある交差点（角に王将あり）〒211-0063川崎市中原区小杉町3-269-2に音響式信号機を設置してほしい。

オ 宮前区清水台交差点に音響式信号機とエスコートゾーンを設置してほしい。

カ 宮前区平2丁目交差点に音響式信号機とエスコードノーンを設置してほしい。

キ 新城商店街、太陽幼稚園前の交差点に音響式信号機を設置してほしい。

ク 武藏新城駅の入口で、改札口までの点字ブロックを設置してほしい。

ケ 多摩区菅6丁目5-2「味の民芸」そばの横断歩道に音響式信号機を設置してほしい。

コ 視覚障害者の安全な歩行のための交通信号システムの充実

新百合ヶ丘北口駅前の歩行者信号機の時間が短いので高齢者や足の悪い人等大変危険なので現地調査をして歩行時間の改善をお願いします。

市道端における警告点字ブロックの計画的な設置

市内の信号機についていよいよ横断歩道と、段差の低い歩道の端に、警告点字ブロックの設置を計画的に進めてください。視覚障害者の歩行の安全確保のために、このような歩道末端の警告ブロックが重要なので、今後の市道の管理にあたり危険性の高いところから面的に整備をする必要がある。

ア エスコートゾーン、横断歩道等の設置

川崎区追分の5車線のスクランブル交差点に、エスコートゾーンを設置してほしい。（この交差点は広くて、視覚障害者が渡ろうとするとき方向が取りにくく危険なため。）

- イ 川崎区のハローブリッヂのエレベーターに、位置を知らせるための誘導用のチャイムを付けてほしい。
ウ 高津区役所前交差点にエスコートゾーンを設置してほしい。（高津区役所前で様々な人が利用する交差点であり、音声信号は設置されていますが、横断歩道の延長線上にボールが設置されているので、衝突することがあるため。）

エ 溝の口駅、東急ストア、ケンタッキー前交差点にエスコートゾーンを設置してほしい。（駅前交差点であり、利用者、車通りとともに多いため。）

・ 北部身体障害者福祉会館へ行く道について、溝の口駅から同館に行く途中のマルエツ溝の口店前交差点にエスコートゾーンを設置する。方向の目印となる点字ブロックを設置するとともに、同館手前でつながっていな
い点字誘導ブロックを会館まで繋げて設置してほしい。
オ 尻手黒川線の末吉橋（すえよしばし）とロクゴウの間にあるコンビニ・ローソンと向かい側の商業施設のク
ロスガーデンについて、横断歩道のない所を地元の人がよくわたっているが非常に危険であり横断歩道を設け
てほしい。

カ 稲田堤駅の改札を出てから、道路に出るまでの点字ブロックを設置してほしい。

④ 鉄道駅のホームドア設置の推進

ア 八丁畷駅のホームドア設置の推進
イ 京浜急行線及びJR線の八丁畷駅は視覚障害者の利用施設の最寄り駅であり、視覚障害者の利用が多いの

で、安全対策として優先して整備してほしい。

イ JR南武線濱川崎支線のその他の駅のホームドアの設置

引き続き設置を促進してほしい。特に尻手駅については3番ホームのみが未設置の状態で一人歩きの視覚障
害者にとって勘違いしやすく危険です。

ウ 東急電鉄の「声かけ・サポート運動」では同駅に下車してきた視覚障害者をスタッフが見つけて適時にホー
ムドアの通過を支援することは難しく、事故の防止には役立たない。他の対策を要望する。
⑤ 視覚障害者のための鉄道の踏切の安全対策の推進

特定道路等の経路上にある踏切道での安全対策を令和4年6月に改訂された国のガイドラインをうけて積極的に進めてほしい。

また、視覚障害者利用施設（川崎市視覚障害者情報文化センター）の最寄り駅である八丁畷駅の踏み切り及び視覚障害者が利用している多摩区菅住宅1号棟そばの踏切、多摩区菅5丁目¹⁶—27付近について、ガイドラインをふまえ踏み切りの前部、踏み切り内の点字ブロック等の整備をしてほしい。

⑥ 日常生活用具の給付の充実を

ア 拡大読書器の1台当たりの値段が上がり、20年間据え置かれている19万8千円ではとても買えない。差額の自己負担が大きい。そのために購入できず断念した人が出ている。ほかの機器も含め、実勢価格を基準額にする。

イ 「よむべえ」や「デイジー再生機」など、機能が重複している機器は申請できないという制度は不合理である。両方とも申請を受け付ける。

ウ 音声血圧計、家庭用キッチングスケール（音声対応）を日常生活用具に加える。音声体温計、音声体重計など、家族がいると対象にならないが、コロナ以降で個人的に必要であつたり、日常的に自己管理すべきであつて、対象にしないのは不合理である。

エ 靴に装着すると方向を知らせ視覚障害者の単独歩行を支援する「あしらせ」を日常生活用具の給付対象に追加する。

オ 施設入所者は日常生活用具の支給に制限があるのは、差別とも言える状況である。直ちに支給する。

カ 日常生活用具は新製品が次々と開発されている現状と他都市も品目の見直し追加を行っていることから、障がい者当事者や支援施設関係者などが参加して研究する用具検討会を設置する。

⑦ 視覚障がい者の安心サポート（代読・代筆）は月5時間までと制限がある時間をのばす。

⑧ 盲導犬など補助犬の医療費助成について。24年4月1日から補助犬医療費助成制度開始された。年6万円。市民税4万円以上のユーチャーには補助されない。予算は9頭分あるが、現在受けているのは8分の4で、わずかな額であり、すべてのユーチャーが使えるようにするべき。お知らせが届かなかつたところが2頭ある。全ての補助犬ユーチャーに届ける。

ア 所得制限を外す

イ 申請手続きを簡素化する。視覚障がい者に6種類もの細かい書類を作らせるのは合理的配慮に欠ける。

(9) 「眼球使用困難症候群」の患者に対し、視覚障がい者と同等の福祉サービスを給付する。R4年8月、厚労省は「同行援護の利用について、身体障害者手帳所持者に限定されない」旨の発言があつたので、該当するはずである。障がい者として認定を行うよう国に働きかける。

(10) 緊急通報システムの端末は視覚障がい者にとつてどこを押せばよいのかわからないものになつてている。視覚障がい者も使えるようバリアフリー仕様とする。

(11) 視覚障害者情報アクセシビリティ支援事業は、視覚障害者にとつて大変役立つものであり、今後も助成を続けるとともに、事業が拡大できるよう支援する。

(12) ガイドヘルパーが本当に足りない。年齢も高い。処遇改善を行つてヘルパーを増やす。

(13) スマホの講習会は視覚障碍者情報文化センターでやつてあるが、開催場所を増やし、身近なところで参加できるようにする。

(14) 依然として補助犬の入店拒否がある。全区役所の衛生課が行うオーナー会議で実際に補助犬を連れて説明させる。ステッカーは大きいものをすべての公共施設に設置する。

(15) 居住施設の整備。青梅に視覚障がい者専用特養ホームがあり、そこに入らざるを得ない人がいる。市内の特養ホームの受け入れに際し、職員のスキルをあげて、安心して入れるようにする。

(16) 「u n i v o i c e b l i n d」というアプリの中に、「耳で聞くハザードマップ」のサービスがある。自治体が契約すれば無償で提供される。政令市でも実績があり、川崎市も契約する。

(17) バス運転者の障害者理解の徹底

ア バスの運転手の中には乗車時、障害者手帳を見せて交通系電子マネー（バスモ・スイカ）

2枚で付添いと一緒に支払うことができることを理解していない人がいる。

（事例）朝の混雑時に障害者手帳を見せた時に「何ですか？それ」と運転手に言われ、止む無く定額料金で乗車した事があつたので川崎市内を走行するバス会社に周知徹底してほしい。

イ 乗降口と地面の間の段差と隙間ができるだけ少なくなるように停車してほしい。

(18) 視覚障害者用読書器への概念の変更。

(説明) 「視覚障害者用読書器」は厚生労働省が新たに定義したものであり、現在の川崎市の日常生活用具の給付品目の「拡大読書器」の表現は対象が限定されていると誤解される懸念もあり、改める必要があります。

「この名称の整理については研究してまいりたい」との市の回答であるので結論を出してほしい。

⑯ 日常生活用具の給付における家族条件の撤廃

(説明) 特に音声体温計や音声体重計などは支給対象の制限をなくしてほしい。

熱が出たようなときは、こまめにチェックしたり、自分の健康管理上体重計に毎日乗ることは必要です。家族がいても、これらのことは自己管理すべき最低限のことだと思います。

また、コロナ禍のようなときは、家族感染も十分に考えられるので、できるだけ接触を避けることが望ましい。「日常生活用具の給付にあたっては、個別の事案に応じて関係機関と協議し、判断」との市の考えでは各区窓口における行政の公平な対応の仕組みとしては不十分である。

11 精神障がい者支援対策をすすめる

- ① 精神疾患に対するスティグマは現に根強くある。偏見をなくし、早期発見・早期治療につなげるために、メンタルヘルスやその相談窓口を「市政だより」等で広く市民に周知徹底するとともに、行政としても月に1回は開催し、罹患した本人や家族だけで抱え込まないようにする。障がい者団体が行う集いなどに市が支援する。
- ② 本人や家族が抱えている問題を把握する体制を確立し、家族丸ごと支援につなげる。自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳所持者に、手続き時など年1回は話を聞けるよう、精神担当を増員する。
- ③ 家族への心理教育の拡充

ア 区役所主催の年1回程度の「家族教室」では、援助が必要な家族に対応できていないため、家族会と協力して内容、回数とも拡充する。

イ 市独自に、精神疾患への正確な知識と情報、当事者への対処技能、社会資源の活用など、発症後に家族として知つておくべき最低限度の情報をまとめたパンフレットなどを作成し、自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳などの申請や発行時に面談し、情報提供する。

ウ 疲弊した家族へのカウンセリングを実施する。

④ 各区に医師、看護師、精神保健福祉士等を含めたアウトリーチ支援を新設し、当事者や家族から緊急要請があれば訪問して、必要な医療・福祉につなげる

⑤ 医療中断ケースへの対応について

ア 医療中断や未受診ケースの実態調査を行う

イ 医療中断ケースや未受診などの受診拒否ケースは、家族だけで抱え込み、家族関係も悪化しかねない。医療機関とアウトリーチ支援が連携して対応する。

⑥ 精神疾患の初回発症は10代～20代前半に集中している。また、神経発達症（発達障害）の子どもも増えていることから、学校での二次障害を防ぐためにも、精神疾患について正しい知識を促すよう、学校教育の中での必要な時間を確保する。また、教職員への精神医療保健の研修等を行う。

⑦ 精神障がい者が安心して地域で住み続けるために

ア 通過型グループホームの利用になじまないことが多いため、永住型グループホームを保持し、補助を継続する。

イ 病院からグループホームへの円滑な移行のため、体験宿泊できるグループホームへの補助金を増額し、体験用に空けておくことが運営を圧迫しないようにする。

ウ 住まいの確保が困難な方に、賃貸物件や市営住宅を市が確保し、地域移行支援を後押しする

⑧ 精神障がい者の就労継続を支援するため、就労定着支援の対象を障害福祉サービスを利用して「一般就労した」障がい者に限定せず、ハローワークや特別支援学校卒業生も利用できるようにし、また、雇用契約のある就労継続A型も対象とする。就労が継続しなかつた場合も引きこもりにならないよう、支援を継続させる。

⑨ 病院や施設からの地域移行支援には、ぴあサポートーを含めた地域の多機関が連携しながら取り組めるよう、市内各精神科病院への出張講座や茶話会などの活動を支援する。

⑩ グループホームの運営事業者が、サービス管理責任者を8カ所兼務させ、利用者が具合が悪くなつた時に対応できなかつたなどの苦情が寄せられている。開設時の市の指導や職員の研修を強化する。

⑪ 入院時の権利擁護

ア 入院者訪問支援事業の対象を拡大する。市長同意による医療保護入院者に限定せず他の入院形態も対象とし、市外の病院に入院している方も含める。

イ 退院後生活環境相談員の周知と、各区役所の精神担当者が連携しながら支援体制を構築する。

ウ 精神障害者が身体的な重篤な疾病を発症した際受け入れる病院は県内に3病院14床しかなく、市内は0。新型コロナでも入院できなかつた。市内に受け入れ態勢をつくる。

- (12) 就労移行支援やデイケアへの交通費も補助を行う。

12

発達障がいの専門的な支援を充実する

- ① 自閉スペクトラム症（以下「ASD」と総称）の方、及びその家族が地域の中で、安心して暮らせるように、平時でも、緊急時や災害時でも共生できる「心のバリアフリー」を醸成するため、市民への啓発活動を支援する。
- ② ASDの障害特性について、基本的知識を持つて対応できるように、医療・教育・施設などの支援者、公共交通機関の職員、警察、消防職員、民生委員への研修を実施する。
- ③ ASDの子どもには、生まれつき突出した才能を持つギフトeddがいる。学校では個々の能力を伸ばせるよう支援する。その際、分離せずインクルーシブ教育とする。
- ④ 自閉症児者福祉対策・保護者研修事業委託費を増額し、「親による親の支援」であるペアレント・センター事業などが安定的に継続できるようにする。リトミック（体育訓練会）参加希望者を受け入れられるよう、会場となるピアノのある広い部屋を市として提供する。

13

高次脳機能障がいについて

- ① 高次脳機能障害支援養成研修を早期に実施し、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する。高次脳機能障害支援体制加算及び高次脳機能障害者支援体制加算の対象となるサービス事業者に、制度の新設と研修の実施について知らせる。
- ② 高次脳機能障害活動支援センターを全区に拡大する。
- ③ 発症直後から、医療と福祉、職場や学校などが連携できるよう、コーディネーターを養成、配置する。
- ④ 市内の高次脳機能障害者の生活状況や困りごとの実態調査を行う。同時に、市内の医療機関に高次脳機能障害者の対応とりハビリの受け入れ状況、高次脳機能障害者を受け入れ可能な通所施設・入所施設などを調査し、「高次脳機能障害者地域支援ハンドブック」を充実させる

14 医療的ケアの必要な障がい者のために

- ① 医療的ケア児者の家族の最も多い要望は、ショートステイの整備である。あんしん見守り一時入院事業が2023年4月より拡大され一定の受け入れがされるようになったが、引き続き受け入れ病院の拡大を図る。
- ② あんしん見守り一時入院事業は手続きに時間がかかり、家族の負担となっている。できるだけ簡素化するよう関係者と相談する。

- ③ 公立保育園が医療的ケア児を受け入れることになつてているが、看護師、専任保育士の体制が必要である。人員体制を確保する。
- ④ 学校卒業後の進路として、生活介護事業所が受け入れる際、看護師の確保が課題となつてている。看護師が常勤で雇用できるよう、必要な加算を行う。

15 障がい者スポーツの振興を

- ① 2019年7月の陳情の採択をうけ、障がい者専用のスポーツ施設を建設する。専任の指導者を配置し、温水プールを備えたものにする。
- ② 中部リハビリテーションセンター附属運動施設の利用方法を広く周知し、利用を広げる。
- ② 障がい者スポーツの普及啓発に引き続き支援を行う。スポーツ大会へ参加するための補助金の交付、拡充を行う。

16 災害時に障がい者が不安なく暮らせるための対策を緊急にとる

- ① 2022年7月、「川崎市二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアル」が公表された。これまで多くの障がい者団体から、福祉避難所の整備や、一般の避難所での障がい者への配慮が強く求められてきたが、このマニュアルにより、それらの要望がどのように反映されたかの検証が必要である。障がい者や関係する団体などに説明会を行い、意見を求めそれをマニュアルに反映させる。
- ② マニュアルに沿った避難訓練を繰り返し行う。とりわけ重度障がい者、医療的ケアが必要な障がい者は災害時

個別避難計画を作成しており、それに沿った訓練を行う機会を、避難所開設訓練の際に必ず盛り込む。

- ③ マニュアルでは、災害発生直後から、1次避難所に、要援護者の対応に当たる区本部被災者支援班（避難所担当職員）を配置することとなつてある。避難者の名簿を作る時から、要援護者であることを確認し、避難所内の対応や2次避難所への移送の確認を行うため、この担当をすべての避難所に確実に配置することが決定的である。区役所の担当課職員を発災直後に配置できる体制を作る。そのためには平時の職員の増員が欠かせない。区役所の地域みまもりセンターと危機管理担当の職員を増員する。

- ④ マニュアルでは、市内3カ所の地域リハビリテーションセンターは直ちに2次避難所として開設し、受け入れを始めるとしている。これは私たちが求めていた直接受け入れる福祉避難所と同等と考えるが、どういう方を受け入れるのか、明確な取り決めがないと混乱する。運営規定を策定する。

- ⑤ 個別避難計画の策定を急ぐ。現状では、事業所の職員が家族と相談しながら作るという仕組みで、多忙な中で十分な計画を作ることができない。対応する職員を増員し、テンポをあげる。

- ⑥ 現状では福祉避難所にすべての要支援者を移送することは困難である。一時避難所の中に教室を活用して、障害種別に部屋を割り振ることが必要である。それぞれの障害当事者や団体と個別に相談し、教室の割り振り、中のしつらえなどを避難所開設マニュアルに明記する。

各避難所にトイレを導入する。小学校の体育館では大人の車いすは対応できない。

マンホールトイレに車イス用、オストメイト専用を備蓄する。

必要な家庭に文字で見えるラジオ（防災ラジオ）を配布する。または「テレビプッシュ」（自治体の災害情報などをテレビ画面で自動的に配信する民間のサービス）の利用料を補助する。

「ユニボイスブラインド」のサイトの耳で聞くハザードマップの利用ができるよう、川崎市が利用契約を行う。

- ⑨ 避難所に聴覚障がい者が情報を得られる設備（アイドラゴン4、アンブルボードなど）と簡易筆談器を設置する。アイドラゴン4は公的施設に設置し、日常的に聴覚障がい者が利用できるようにする。
緊急時の手話通訳依頼システムの構築をする。

- ⑩ 自宅で避難生活をするときに支援物資などを手に入れるには「被災世帯登録票」を避難所に提出することになつてゐるが、その周知がされておらず、避難所運営会議でも知られていない。障がい者の家庭にも周知すると

とともに、避難所運営会議で確認する。